

行政監査(職員に対する指導監督に関する事項)結果に関する報告

第1 監査の対象

次のとおりである。

対象とする部	対象とする課
健康福祉部	国保年金課

第2 監査の方法

職員による不祥事等、市民の信頼を著しく損なう事態が発生した所属に対して監査した。

第3 監査の結果

次のとおりである。

健康福祉部

国保年金課

平成 29 年 5 月に判明した国民健康保険料の軽減判定所得算定に誤りがあったことについて、監査対象部局に対して調査を実施し、健康福祉部は、関係法令等の解釈を常に確認し、職員研修等において周知徹底するとともに、事務処理マニュアルの見直しや複数の担当者による確認を徹底するなどチェック体制の強化を行い、再発防止に努めていくことを確認した。

第4 行政監査の結果に基づく意見について

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、意見を次のとおり提出する。

健康福祉部

国保年金課

平成 26 年度から 28 年度までの国民健康保険料の軽減判定所得算定において、法令の解釈を誤って計算したため、還付及び追加徴収について計 180 件の算定誤りがあったことが平成 29 年 5 月に判明した。

このような不適切な事務処理は、本市に対する市民の信頼を著しく損ね、行政への不信を招くものである。

今後は、各段階でチェック機能が十分に働く体制を構築し、再発防止に努めるとともに、適正な事務処理の徹底を図られたい。